

こ 成 事 第 4 1 8 号  
障 障 発 0 8 2 2 第 1 号  
令 和 5 年 8 月 2 2 日

都 道 府 県  
指 定 都 市  
各 中 核 市  
児 童 相 談 所 設 置 市  
市 区 町 村

民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金における障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法について

障害児施設等については令和4年度までは厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金において施設整備の補助を行っていたところ、令和5年度より、こども家庭庁所管の次世代育成支援対策施設整備交付金にて施設整備の補助を引き続き行っている。

その際、障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所（以下、「多機能型事業所」という。）についてはそれぞれの制度において補助を行うことになるため、算定方法の取り扱いについて下記のとおりとし、令和5年4月1日より適用することとしたので、十分御了知の上、関係部署及び関係施設等に周知徹底いただくとともに、この取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

多機能型事業所の交付額の算定方法については以下のとおりとする。

## 交付基礎点数及び補助基準単価について

### 1. 障害児通所支援事業等にかかる部分について（次世代育成支援対策施設整備交付金において交付）

#### （1）本体工事費について

- ① 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等の定員を合計した多機能型事業所全体の定員の交付基礎点数を選定する。
- ② ①で選定した交付基礎点数を多機能型事業所全体の定員で除し、障害児通所支援事業等にかかる定員を乗じた額を本体工事にかかる交付基礎点数とする。

#### （2）障害福祉サービス事業においても加算される加算項目について

（1）と同様とする。

#### （3）障害福祉サービス事業のみ加算される加算項目については加算しない。

#### （4）障害児相談支援を実施し、施設を整備する場合において、就労定着支援及び自立生活援助並びに相談支援の全部又は一部を併せて実施する場合には、次世代育成支援対策施設整備交付金における「障害児相談支援整備加算」について、（1）と同様とする。

#### （5）居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の全部又は一部を実施し、施設を整備する場合において、居宅介護を併せて実施する場合には、次世代育成支援対策施設整備交付金における「居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算」について、（1）と同様とする。

### 2. 障害福祉サービス事業にかかる部分について（社会福祉施設等施設整備費補助金において補助）

#### （1）本体工事費について

- ① 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等の定員を合計した多機能型事業所全体の定員の間接補助基準単価を選定する。
- ② ①で選定した間接補助基準単価を多機能型事業所全体の定員で除し、障害福祉サービス事業にかかる定員を乗じた額を本体工事にかかる間接補助基準単価とする。

#### （2）障害児通所支援事業等においても加算される加算項目について

（1）と同様とする。

#### （3）障害児通所支援事業等のみ加算される加算項目については加算しない。

#### （4）就労定着支援及び自立生活援助並びに相談支援の全部又は一部を実施し、施設を整備する場合において、障害児相談支援を併せて実施する場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金における「就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算」について、（1）と同様とする。

- (5) 居宅介護を実施し、施設を整備する場合において、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の全部又は一部を併せて実施する場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金における「居宅介護整備加算」について、(1)と同様とする。

#### 対象経費の実支出額及び総事業費の算出方法について

原則、① 障害児通所支援事業等を実施する部分、② 障害福祉サービス事業を実施する部分を各々の床面積の割合で按分する方法とする。ただし、この方法により対象経費を算出することが困難である等の事情がある場合には、この限りではないこととする。

#### ■次世代育成支援対策施設整備交付金の対象経費

＝対象経費の実支出予定額× $\frac{\text{障害児通所支援事業等を実施する部分の床面積（共有面積（※1）を含む）}}{\text{全体の延床面積}}$

#### ■社会福祉施設等施設整備費補助金の対象経費

＝対象経費の実支出予定額× $\frac{\text{障害福祉サービス事業を実施する部分の床面積（共有面積（※2）を含む）}}{\text{全体の延床面積}}$

※1 共有面積に総定員数における障害児通所支援事業等の定員の割合を乗じて得た面積。

※2 共有面積に総定員数における障害福祉サービス事業の定員の割合を乗じて得た面積。

〈具体例〉

放課後等デイサービス事業所と就労継続支援B型事業所の多機能型事業所を新築する場合

〈施設面積の内訳〉

放課後等デイサービス事業所として 実施する部分 専有面積：500㎡ 定員：15名	就労継続支援B型事業所を実施 する部分 専有面積：400㎡ 定員：5名	共有面積 100㎡
---	--	--------------

対象経費：2億円 延床面積：1,000㎡

共有面積(放課後等デイサービス事業所)=100㎡×15名÷20名=75㎡

共有面積(就労継続支援B型事業所)=100㎡×5名÷20名=25㎡

次世代育成支援対策施設整備交付金の対象経費=2億円×575㎡÷1,000㎡=1億1,500万円

社会福祉施設等施設整備費補助金の対象経費=2億円×425㎡÷1,000㎡=8,500万円